

令和5年第4回久万高原町議会定例会

令和5年6月14日

○議事日程

令和5年6月14日午前9時30分開議

- 日程第1 議案第60号 久万高原町凶荒予備奨学金条例の制定について
- 日程第2 議案第61号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第64号 久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第6 議案第65号 久万高原町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第66号 動産の取得について
- 日程第8 議案第67号 柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第68号 久万高原町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 報告第3号 令和4年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第4号 令和4年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第12 報告第5号 令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第13 発議第6号 議会議員の定数に関する特別委員会の設置及び委員の選任について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

1番 熊代祐己

2番 高橋末廣

3番 光田 優
5番 瀧野 志
7番 阪本 雅彦
9番 高橋 誠
12番 岡部 史夫

4番 田村 昭子
6番 西山 清一
8番 大原 貴明
10番 大野 良子
13番 玉井 春鬼

○欠席議員（1名）

11番 森 博

○説明のため出席した者

町 長	河野 忠康	副 町 長	佐藤 理昭
教 育 長	小野 敏信	総 務 課 長	木下 勝也
住 民 課 長	沖中 敬史	保 健 福 祉 課 長	西森 建次
環 境 整 備 課 長	辻本 元一	ふ る さ と 創 生 課 長	渡部 定明
建 設 課 長	猪上 浩明	林 業 戦 略 課 長	小野 哲也
ま ち づ くり 営 業 課 長	高木 勉	農 業 戦 略 課 長	菅 和幸
会 計 管 理 者	藤岡 和雄	病 院 事 業 等 統 括 事 務 長	西村 哲也
教 育 委 員 会 学 校 教 育 班 長	中川 昌泰	消 防 本 部 消 防 長	大野 秋義
代 表 監 査 委 員	菅 洋志		

○議会事務局

事 務 局 長 篠崎 慶太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、議案第60号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の制定について」
を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することに
したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第2、議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第61号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 6 1 号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 日程第 3、議案第 6 2 号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)
- 消 防 長 議案に基づき説明
- 議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第 6 2 号については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 6 2 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。
- 議 長 日程第 4、議案第 6 3 号「令和 5 年度久万高原町一般会計補正予算（第 3

号) 」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1 款 1 項 目)

(2 款 1 項 目)

(2 款 2 項 目)

(2 款 3 項 目)

(2 款 6 項 目)

(3 款 1 項 目)

(3 款 2 項 目)

(4 款 1 項 目)

(4 款 2 項 目)

(6 款 1 項 目)

(6 款 2 項 目)

(7 款 1 項 目)

(8 款 1 項 目)

(8 款 2 項 目)

(9 款 1 項 目)

(10 款 1 項 目)

(10 款 2 項 目)

(10 款 3 項 目)

(10 款 4 項 目)

(10 款 5 項 目)

(10 款 6 項 目)

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 3 款の民生費の、未熟児の養育医療費の増額のことについて、お伺いをしたいと思います。

この未熟児の養育医療の根拠法令及び適用対象となる事例について、御説明をお願いします。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

根拠法令につきましては、母子保健法第 20 条に基づくもので、本町においては、久万高原町未熟児養育事業実施要領及び、久万高原町養育医療の給付等に活用する費用の徴収に関する規則に定め、運用をしております。

適用対象事業につきましては、出生時の体重が 2,000 グラム以下の新生児、及び 2,000 グラムを超えた場合にあっては、医師が、入院して養育が必要と判断した新生児が対象になります。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 対象について説明いただきましたが、未熟児の養育医療費対象の世帯数及び養育医療の現状と課題について、御説明をいただければと思います。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

対象世帯数につきましては、直近では令和元年度に 1 世帯 1 名、令和 3 年度

に1世帯1名、令和4年度には1世帯2名が、今年2月に生まれまして、1名は退院しておりますが、1名は現在も入院ということになっております。

保健センターでは、入院中の支援として、母子健康手帳を交付時に、妊婦、家族の喫煙の有無を確認し、喫煙による児へのリスクや、虫歯、歯周病菌で流産、早産のリスクが高まることの注意喚起を行っております。

また、医療機関との連携で、妊婦健診時に問題や気になる点があった場合には、対象妊婦宅に訪問をいたしまして、対応しております。

今年3月からは、県から配布をいただいております、小さく生まれた赤ちゃんと御家族のための母子手帳のサブブックとして、リトルベビーハンドブックをお渡ししております。引き続き、未熟児の養育における支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 養育医療は、主に専門の医療機関で受けているものと認識をしておりますけれども、この養育医療の自己負担はゼロなのか、それとも生じるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

自己負担につきましては、子ども医療費から支払うこととなりますので、自己負担については、ゼロ円ということになります。

以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
お諮りします。
議案第63号については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第63号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第5、議案第64号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第64号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第6、議案第65号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第65号は、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第66号「動産の取得について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の動産取得につきましては、消防車両の老朽化ということでの車両購入
のようですけれども、この新規購入車両は、現在の車両と比較して、性能、機
動力はどの程度アップしているのか、お聞きします。

併せて、大きい車両のようですが、周辺地域の狭い道への対応が可能なの
か、お聞きをしたいと思います。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目の性能に関しましては、今回は泡消火というのがメインとなっ
ております。これにつきましては、通常の水ですと、表面張力が大きくて、跳
ね返りが大きいということになります。ただ、泡になると、表面張力が弱くな
って、物に引っ付きやすく、消火効率が上がるということで、今回、泡消火と
いう形でやっております。

それと合わせて、通常ですと、水だけですと、ホース1本の中に70キロ、
80キロの重さになりますが、泡を入れることによって、それが30キロ程度

と、非常に軽量化され、隊員の負担にもつながるというメリットがございます。

それと、車両の小型化に伴うということでございますが、現状といたしまして、今の車両より長さで1メートル程度、幅で40センチ程度、小型化されておりますので、従来の車両よりは狭い道でも侵入が可能となっております。

以上でございます。

議長 ほかにも質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号は、総務文教厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第8、議案第67号「柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第67号については、産業建設常任委員会に付託の上、審査すること
にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することに決定
しました。

議長 日程第9、議案第68号「久万高原町農業委員会委員の任命について」を議
題とします。

地方自治法第117条の規定により、阪本雅彦議員の退場を求めます。

(阪本雅彦議員退場)

議長 理事者の説明を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅課長 議案第68号「久万高原町農業委員会委員の任命について」
久万高原町農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関
する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。
令和5年6月13日提出 久万高原町長。

別紙をお願いします。

農業委員会委員の候補者14名について、氏名、住所、生年月日の順に読み上げをいたします。

正岡 靖 久万高原町東明神甲870番地10、昭和32年8月5日。

正岡博美 久万高原町西明神563番地3、昭和24年5月13日。

菅 重雄 久万高原町上野尻甲111番地、昭和28年8月20日。

森 博 久万高原町菅生2番耕地1203番地1、昭和32年10月15日

今井照秋 久万高原町下畑野川甲1173番地、昭和27年5月7日。

光田 健 久万高原町直瀬甲4876番地、昭和29年6月1日。

久万川 滋 久万高原町露峰甲2755番地、昭和32年2月6日。

松本博幸 久万高原町本組1751番地、昭和43年10月5日。

小長谷勝也 久万高原町前組901番地、昭和37年10月22日。

水本眞二 久万高原町大川3643番地、昭和38年8月30日。

阪本雅彦 久万高原町沢渡1077番地8、昭和39年7月27日。

田中守治 久万高原町七鳥273番地1、昭和36年7月25日。

立野好仁 久万高原町西谷12150番地、昭和25年2月20日。

佐賀幸一 久万高原町中津6895番地、昭和30年5月10日。

提案理由でございますが、現農業委員会委員の任期が本年7月19日に満了となることから、新たな農業委員会委員の任命を行うため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

また、同条第5項には、農業委員はその過半数が認定農業者でなければならないと定められていますが、農業委員会等に関する法律施行規則第2条の事例に該当する場合は、過半数要件が緩和できると記載があります。

本町はそれに該当し、定数の4分の1以上の認定農業者でよいこととなります。

今回の候補者のうち、認定農業者は4名、準認定農業者は1名となっており、定数の4分1以上の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第68号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第68号「久万高原町農業委員会委員の任命について」は、
理事者提案のとおり同意することに決定しました。
阪本雅彦議員、お入りください。

(阪本雅彦議員入場)

議長 日程第10、報告第3号「令和4年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。
提案理由の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第3号を終わります。

議長 日程第11、報告第4号「令和4年度久万高原町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。
提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 計算書に基づき報告

議長 提出者の報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 報告ではございますけれども、地方自治法第208条第2項において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされていることは、御承知のとおりでございます。

その中で、繰越制度は財政面における会計年度独立の原則に対する例外でもございます。改めて繰越しにおける繰越明許と事故繰越しの違いをお聞きした

いと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

事故繰越しにつきましては、繰越明許と違いまして、その年度内に完了する計画で契約を行いましたけれども、避けがたい事故のために、その年度内に事業が終わらず、議決を得られないまま繰越しせざるを得なかった際に、翌年度に事業費を繰り越して、使用できる制度でございます。

その要件、幾つかございますけれども、当初計画と繰越後の計画の内容と時期が明確であること。それから、年度内に支出負担行為がされていること。また、避けがたいものであって、明確に確認できる事項により、年度内に支出が終わらない状況となっていること。また、計画の見直し、それから繰越が不可欠であること。最後に、計画の見直しの具体的内容、見直し期間が明確であって、繰り越した年度内に完了する見込みであることなどが挙げられております。以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、説明がございました事故繰越しを行う場合は、予想し難い、やむを得ない事情によって、事業の執行が遅れ、年度内支出ができないということで、繰越明許の議決を得る暇がない場合に、翌年度に繰り越して使用できるようにした制度でございます。

今、一定の要件の説明がございましたけれども、繰越明許費の議決を経る暇がない場合という、そこら辺りの御説明をいただきたいと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

今回、報告をさせていただきました事故繰越しがいい例になるんだろうと思いますけれども、今回、事故繰越しいたしました案件につきましては、木下地の腐食が激しく、工事内容の見直しのため、年度内の完了が見込めなくなったものでございます。

繰越等、必要としたことが判明、それから決定した時期が年度末直前でございました。また、内容的にも、先ほど申し上げた事故繰越しの要件と合致することから、今回の報告となったものでございます。

特に事故繰越しの事例といたしましては、台風、それから地震等のいろんな天然現象によるものは、その代表的なものであるというふうなことがいえると思いますけれども、工事中の崩落事故の中断、あるいは労働争議なども、これに当てはまるものというふうにされておるところでございます。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議長

質疑を終わります。

以上で、報告第4号を終わります。

議長

日程第12、報告第5号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算繰越計算書について」を議題といたします。

提案者の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

計算書に基づき報告

議長

提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第5号を終わります。

議長 日程第13、発議第6号「議会議員の定数に関する特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

久万高原町議会委員会委員条例第6条及び第7条第3項の規定により、7人の委員で構成する議会議員の定数に関する特別委員会を設置し、閉会中に審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、7人の委員で構成する議会議員の定数に関する特別委員会を設置し、閉会中に審査することに決定しました。

ただいま設置されました議会議員の定数に関する特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたします。

議会議員の定数に関する特別委員会委員の選任は、事務局長に氏名を朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

高橋末廣議員、光田 優議員、田村昭子議員、瀧野 志議員、大原貴明議員、高橋 誠議員、岡部史夫議員、以上7人です。

議長 お諮りします。
朗読のとおり、委員の選任の指名をしたいと思いますが、御異議ございませ
んか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、委員の選任はただいま指名したとおり決定しました。
休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報
告願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。

ここでしばらく休憩いたします。 (午前10時22分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時23分)

休憩中に開催されました議会議員の定数に関する特別委員会において、正副
委員長の互選が行われ、報告がありましたので、事務局長に氏名を朗読させま
す。

事務局長 朗読いたします。
議会議員の定数に関する特別委員会
委員長 瀧野 志議員
副委員長 高橋 誠議員
以上です。

議長 正副委員長は、ただいま朗読のとおり決定しました。
なお、本委員会は、閉会中に調査するとともに、調査終了までお願いいたし
ます。

議長 日程第14、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することに決定しました。

議長 本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、6月23日の本会議で委員長報告をお願いします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。(午前10時25分)

なお、6月15日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、町民館2階議員控室で開催し、付託議案の審査をお願いします。

また、6月23日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員